揣情錄

完

服部文庫
イ 17
2154

揣情録

[illegible]の仲夏芸せ一情和録を新す
彼年述[illegible]をみて[illegible]煩[illegible]
辞[illegible]部[illegible]一信[illegible]の[illegible]古[illegible]の遺教
有六　吉野の[illegible]述[illegible]の書に[illegible]
て[illegible]人の[illegible]れたと[illegible]力を[illegible]御り
書[illegible]り[illegible]信乃[illegible][illegible]田了[illegible]古今の
[illegible]則[illegible]弱[illegible]
[illegible]人情[illegible]
[illegible]

疑ひ氣のまゝ實治を得たる時ハ萬々の事も執政
なれとも、これ堂野ハ自論等事執政なる此二事ハ
只言をひとつに顧ひたるものなりけるとし後の
書つゞるのみ

天保五甲午歳十一月中旬著述之

寛猛

まづ其寛猛を以て治と云ハ寛ハ寛仁にてこれ
ハ柔弱となり猛ハ猛烈にてこれを苛酷となる寛
猛あるうへにて寛なりし其柔弱なれハ大臣執政
猛を主張せよ猛烈なれハ寛を主張せよ寛
を張せよ猛にて猛たる其柔弱なる附きざる
強き寛を以て剛なく左右に隨ふ社氣強猛も
少なし社氣ハ社の年月を定る氣に出るまで

これ強きを張せよ強き猛る化の其もる人強猛の其元の

當在下之剛之初

剛

人の姑をとる人強猛も無精なりさるも其氣
責火責子すれハ神罰の出れ猛子融つるの出れ
行り敬子せりむをして行子表ある人にしれた不も無能

論左右是客

り生ずる所の弱点は社稷中を社と称し社人多き
徒を多し一定不変の規則を立て
不用の弱点を免れ志士を以て
新政を施すべし大臣執政は世襲にも
可なれども世襲に又弱点あり
是を作る偏頗を生ず論理明白を好むべし
加之の弱点の仕て社稷を重ん人
の常心の弱点の仕て自然と苦心を
防ぐべきを一生涯の事なれば
ら又人事の弱点の仕て時

弱

失を稽考の弱点仕て社稷を重ん揆を妙に
しを引人又事務を引人を以て
事務を社と称し弱点を
事務又を諸侯（失敬となし）を時
を自執政の白眼まるかを
事を稽考の弱点大臣執政中
中の弱点は自然と生ずる任す地
方情は自論稽考の弱点して執政の世襲に
すんなれば左右の弱点も世襲に
右世襲の弱点大臣執政の弱点

剛弱之失
非猛之猛
剛
非寛之寛
弱

此事をあやまるゆへ惣じて臣の
申事にてハ大臣執政の事を定め通り宜しく
或事の事也 又賞罰ハ分論異より出る事なく
たまたま賞罰を申とも大臣執政之不宜候にして
其の上を挫けハ賞も罰も施さぬと申て「悔まし異
なることの無之 諸臣の過を罰する時ハ[illegible]
死と罰するなど成やうに成時ハ国乱にも及ぶ
事也 又新ニても異を起して[illegible]拘之[illegible]
者諸臣大過を犯す時ハ其方仁恵にて服し一家
罰をなくするより根気の乱の候を招くに至る[illegible]

此の異にあらざれバあるべきかと痛ましくて[illegible]
寛仁を行ふ時ハ大臣共を始め諸臣よろしくて
るゝ失あって罰を蒙らんと申出ることハ有事と
家臣の善悪を申出ず其の内異なる処ありて[illegible]
仁心と仰候諸臣も一段宜敷所なりと申ず[illegible]以つても
まずては見えの所にて[illegible]成る時を
少人数の時は異を見る失を存ず為めに出る[illegible]
是のを候ち表向大臣執政の職を失ひたる時ニ
以ての外の事と斗 此事[illegible]大臣
執政の職をうしなふ事の有ハ皆大臣執政之事

大夫
続上集

左右

ハ我〻私の義ともあらずハ朝廷天下の爲に信ずる君
信じて親しむ事よく從ひし其義ある人ハ君の政を親しみて其の教
末あるや下様に至りしく其人乱す様ならハ後の
つとめより大臣執政等の心にある事ハ不足るもの也政
大臣執政ハ國政ニ預る役を補るれハ諸人ハ皆
政をも見ほへきことあれハ大臣執政ハ此政を取る
右をもちひて我を捨て学ぶもあしくとも又其武道
抑義を以能く親しむ様ニ学ぶ事也扨其
弱の其人の左右を其のなす事より〻あらん事ありし
へとも其事ニ天下ハ通せん其ある情を解されるな

顯君之善

左右

大臣

今天下の臣下ハ皆君を見て親しみいつて
よろしく此の大臣執政を出させ事よりも親しむ
特にいへる事ハ大臣執政をのみあらん事を親します
よくいひ政を義も其ならて又君の附其て
大臣執政ニ在毎君ハ悪事は皆これとともに是ある事
ハ又通す様ニ其人に取もすれば其舎すの
有るハ君の右事を能通ひ助力の君に不慎
附らしても君にたる者へ只親しむ事ハ君の為
ハ御すれと此故ニたる人ハ通ひ是と心也大臣執
政も君の親しみ事も無事とも是ニ事ハ附國文

弱

弱

大臣弱
天下善

を改めて大臣執政のごとくに天下を通じ天下の政を掌握せんとせんとするの大臣執政の
なるに従て大臣執政の勢成り難し かのごとき時に天下執政を保ち
乃ち天下の事務の天下執政に帰する成り難し 故に執政を保ち成り難し
天下執政を保ち成り難し 故に執政を保ち成り難し
大臣執政を保ち成り難し 故に執政を保ち成り難し

下情

夫も寛猛よろしければ民は心服して又畏れ
威をしたふもの也爰に梅吾男の統領する所
当時下情の事として上人は貴く下武士諸人
輪も又しれども何人ゆへ一人は執政の職又は出
入する事一人君執政の職ありて出入する君者
何人も君此取次を以て執政に職を出入する者
あれども下情を知らんや下は渡人執政の職を以て
以て下々に立身せしめ善悪可行ふ
執政に係る者の器量を立身せしめ又は執政の
係執政の出世するに者立身する事を付る事の

其職をつかさどるなかに事のよく立身せしの儀
許せしのち始めて宮中に善人集まる大将の
ことに備へ諸備通り候て文武芸術も
学ばれ候て政事批判に年月を費し小人
の政事中へ入る事の彼等又中々其執政自分の依怙
する君又は役儀を立身させるとは申されまし
されども皆風俗よりたち始めて成る事の何事も執政
立身されば君臣共に善きすてに立身は皆之事に

察下情

合格之事其下情の為言ふ可き事也
されども執政の係ある者と縁あるは甚だ一統の事

告下

手弱なりしては後の禍害数計べからずして衆
人の称する處なるハ専ら執政の謀る所にて其儀
上下縁なき者ハ捨てて取る上にて能きものと定めたる人ハとて
執政の縁故ある者ハ引上る時ハ善悪の名を構
ふる事の一向なんぞハ見分る能きものと梅之国の政を
取れども只好ままにするはなれども人々ハ執政の出
対ハ彼の人ハからその罪を悪と蒙りし此人物
の功其出入を尽くしたる事ハ事あまりてハ出入出
此世ある事を聞けれとも下情執政の功績あるや
ある時ハ小人の政事中まハ大臣執政ハ諸輔成者也

此者の紀を出たる家々の為をうけ政事法度ハ
節検の徳かようの功にも執政も義をうけ民も出
趣は民あるとして立かへりしかし其功をうける者ハ縁
罪ある出来することを感怒し又は執政者もハ信服し執
政も此ハ事にて下下通することさへ此ハ是ハ事あまり
有まし 梅文罪すれとも下情執政の平穏成下され
ハ先生罪ハ浄き財ハ此執政ハ罪するに出諌をなし
皇上都の言葉口に甚だ金をもまとひ此度
しことや又ハ先生罪柔弱なる時ハ彼執政の学
ある執政の中彼の罪ハ何となく任ずる者同

此所ノ以下文ナテ此上ニカラシアニシテヒ以上テ云也

諷上下是寡之是主

[illegible]

訕大夫依物

強弱

[illegible]

訓君

相持

小侯を時に臨み義を重んじ其家
弱なる時は其の家の子小なる時は執政其
の命を受て出す只昌一人共其命を免
ぶせず其事を結果して結局者
の政令を受て出ずして執政より出ずるを
斗りんとする故 免角執政一人なれども
其下に高を執政の位なる人多
得て其下に下れば又執政
に彼かるを其人を以て又執政
執すれば其人を以て自分の
位を執政に代せんとする
出来ざるなり

不相持之敵

士

大夫

是執政代せんとする
出来ざるなり同役を
言ふなり人を以て
是すれば執政と
なる時は同役を
ならはる執政
執政に成
筆頭の人
の方を
又執政
を

然るに柔弱のともから之人を同役に引上る故に執
政の中にも宮中に便佞する佞奸邪智のともから幾を
追従し謝りを飾の形容其外自分の忠
たるに柔弱なる者は彼奸臣自然と権威強く
なる者は其上に同役中とも又執政の中同役の
我ニ私欲にあるともを見ては其身を恐れ
大事にも生涯之害をして立身の望を後世
然とも位高き者に親しみ奉りて其家を立る位
に上て上を軽んする事也」扨又其上より大臣執
政は忠臣の諫言を用ゐられぬ事

開諫路

かくのごとく下々は何事によらず執政より定め事を給
込傍人両人の下役の儀申出せよと命せられし以へ
其かげにて常々政事を批判するもの有べし
さて存付申出る事は申上るとも下役より上向へ申出る
用ひ事ゆへ以後はまづ其言て何事にも申出す
すこしも遠慮なく申出すべし其上に忠臣一統に申
おのれが存付通りを申立て用ひられる
よくよく考へて何事も大臣執政
も私意を用ひる事なかれ
尤も其身の為に申出す者は

なまじひに紀とふ事はすゝめぬ事にて左右より諫言へ
中納言は深く不孝申出ることも事かなはずより漢家の故
ハ宋朝にも忠言をのみ上書なれ共こゝ家勢中
納言にも主意をば服せん大様にも何事をはゞかり不
忠の臣なれやされど執政勢も故もなり不孝申出る
者を諫む事は志を以て下ゟ上事を公平なる道にはなるを定
志を失せんにも執政のことのなる事まで
しかしも当時の風俗に古実をもて是非もなし
遂せんとも当時の政勢の非をはずけ不孝申出
ること云ふ志をも述べるは中々なる時なれども又執政の

不忠第一也是は執政にはゞかり不孝申出る事を遂
ざるへしとて我国也一にも忠言を奉る時にて不孝
道の文を致す事なれば天下の政道はあやまちなりと我用
ひざるとのことを甲斐なき執政にて自分の了簡を立んと
て種々様々の忠言を申出し不孝の事申出る事を誠
我国ず政勢をもつれし老人へ諫言もひまいりては権を好
まず忠言不忠の賊臣也又不孝を申出すより諫しなり
中出すは不孝なれども能く考へ尤なる事にて我国を
とのこみ上する忠言は時には忠言はかねても比緒とる事
をかりてハ忠言を申出せ度ことのた様子なる時

斗出る者も從ふへしされとも事にあたりて上にも
下より出る事なく一方にかたよらす一方に[illegible]
也此中にも世かはる事のいふは善も事にあたりて之[illegible]
事こそ又存する事に其法にしたかひて執政の身より出
される[illegible]封にしてゐるに是は出る事をおのれ一の
事こそ可也とし其も時宜を知りて[illegible]ところ　上下

上好悪

情ある者の中言大傾執政は公の事を好みて乱学
向の是非を[illegible]しからは執政其事を[illegible]とすれは
る[illegible]下[illegible]してある[illegible]の[illegible]は
彼人の事に付すして[illegible]中よりのこされとも[illegible]

身に好むこの事よ其能にあたりけるに偏りて藝術に片より
しかる時は事によりて是非を通するときは
邪しきれを是するその身を達ふ達すよりは文武
藝術は能あるよりれ学ぶことを教ゆるものは是非好
む心をも止まれは其付に不足見るよりもことをきれい
ことなくとする所を見るとあり是よし文武芸術
ともにして臣をもちつけるとき時に臣下も文文武の道
にすこし易しされとも其主諸家の是は心ある
[illegible]便御大流の此學にてつけ日本相流も其[illegible]
是あ[illegible]之要を深にかてして其れ[illegible][illegible]

節儉

をも禁ずるハいたれる事也　又君民庶人ともにその身
方に衣食住質素に節儉を務め其事上にして下之に從ハさる事ハ無し
移り行事上に倣ひ下ハ自然と質素に節儉の風俗に
化し驕奢花美の風俗は改るべし　孫氏書にも
要ふ中なりと依りて無益の費を省き民の
八国の國に依る所に財費を費さる事ハ除かるべき事
なり　民の生は節儉を務むとし治る事ハ必ず此ハ
あるにも合ふ只管に務むるべし　上に從ふれバ下も必ず從ひ
てたくハ民も此向に從ひ下も從ふ時ハ自然に奢侈を止むるなれバ
へんも第一に此驕奢美の此如きを禁じ其事をもつて

又執政の者ともにかさりの驕奢美をかさる事をやめ中絶えたる者の衣食住驕奢
をはらせて驕奢を尽すは上宮中浮華
の費を除かれ度そのて此費を除き質素にと
なされ其時自然と忠信節義なるべし
されバ此衣食住共に此費除かれて又君
上とすべし　其の除かれたる事を
行ひも只皆質素に節儉をすべし下ハ上の風
俗を化すと公務大臣執政の驕侈花美をなさぬ
戒めを固くし又は下民も節

倹約を主とするつまり武士
まても金銀といふひとすぢ者賤しきものと思ひ
儒義と唱へられたる武士の名目を
せられ思ひ節倹を守り長年の
大名執政諸侯の家を損ぬ
迷惑を加へられ武士の名目を
節倹となり大名執政諸侯皆義を
無論自然と貴賤の風俗を作るものなり
修身斉家治国の道衣食住宮中共費
御殿陪臣まで共に大倹倹約

結上主下

日の乱ることなりまよるに於ては
其人の子孫まで
世の家業あの如きまで
下が下に順の習ひ諸免や
しき諸者逸遊となり
る習ひ時代をつ
を民一生逸遊の
一生涯逸言を用ひれば
上を尊ぶ者能事
のまつりを諸

諫之法

[illegible]て退く事のみなれば行き事を古語に導
記諫人とやうなる事は古語なれども伝伝されすく
諫もしたる事をなりと云語なるべん
されども是は事かまはぬこと也しかれども
[illegible]事をなりまして
消失なる所は古書破へ[illegible]
事といまだ無事をなる中時は事をやうなる
事なるやうや事をいまだ事なるかと事れはみもしくまは
事を不諫事に諫を用ひられ故の事乃古
事をなりや君のみを[illegible]

廣剛君
聖臣
公言君
之教

事氏無事なれば諫もしは諫人忠臣と別に先事れを古事
をなれば諫諍と斗りの諫事に記載し古語を諫まれ
ハ事の事を発すいまもしは事なるべきあやうしなる事
をなるまりの事を発せずはなりて事を諫もの事
事易かれば事なれば事をなりと古事なのの
異なる云かりれば事人のなるれは事なれば事
かりの事記載事諫者の事は大臣執政事なれ
事氏なれなるもまれの事なるまりまるまりは特別社
薗祇威を始ひ上書官のなまは日和る内事をなす
とまるこ書吉をなる事表へ出事の事をなれ破あする例

なる所にして女郎の勤を始也しと云々みな手に入て其
頃すは乃ち是につらなる者は君子の内に是人し高位にすむ
形容人執政を治めして彼古今雑掛社風にすり
て婿嫁媒妁を治すしては出すは是れにあつて
執政にあり人君女郎指南する時は君公に五個所を
苦人すまし君子に野にて又少人位に在て少人にもあらず
古今に倫ありてかつ高位に進みて大臣執政を勤る
都女大古今は彼れを知りて可出人君は退隠
物をもすみやかにして棋碁を作り或は宮宝の数
奉好み詠吟ともに此酒宴に長し何事も婦人

をとは集め人あまね女中道をなしまつ手すむをもたしつて婿女
臣又は朝妻のちぎりの中出れは内是を会成就するか
あるはまた家なりと彼道すら手すみを得て吉祥とす
高位にすまん者を詠むも大臣執政に媚諂すまじ
御子はこれ人の大切のまどしうちうらみは仰
まことは是より出る事なれば大臣も是を持ちる時は
こればかりのことの内証に成就する後に女郎の是の出来るは
金銀を出しし或は道具衣服を出し是より其れの事を
求むるもあれなんとせよといふとも我の秘書にすぐ
あまた人皆是の金銀を積人が為すなりと定め

八なんとかや野辺なれば家に使ひ人をつかはせの
色取の袴の袴のうへ少しとりて男の冠をして法師とい
ふ者出でて猛虎はなはだ強く法師を殺さんとい
閉門を堅くせよ付男の冠をかぶりて袴を着たる者
先に立ちて男ひとりに出でて法師を見て
法師を殺さんとなり法師を見て
驚き怪しみ法師の頭をかしげ首を
大馬の如くなれば法師又法師のうへ
の法師を殺のうへ殺のうへ法師の

を仇敵のごとくすとして法師を
人てをさをさをとりて法師の男の
ひとりをとりて殺さんとす法師
きこもりて男の面をかくしてはなはだ
男つ面を破り男人を殺さんとして
かの法師男ずの者の者なりしを殺せ
すて男の使ひ弁法師に責せられ
義士四郎左衛門の弁法師人でるを強
男の為よりをとりて一命を捨人やめ郎の弁慶
門家を出でを出でを遠さるを法師の懲

餘波

公の物をもてる貶をもてる所を誠
とあはれとやはせ給猛勇の才の器のいたれるを
おもひ給はるにつけてもいとかなしき
上の人情を思ひ給ふるにつけても
俗富みて清貧なる人の
天をうらみ給はるにつけて
又清貧なる人の
上を恨ぶ彼の人情をはかりて書給
はしをもむきの官見井桂の嘆をも
るるの歌

戊戌仲夏日 那元彰謹謄

夏景圖後

妻 其

滿眼多風色渺茫
十里波追流狂舸
淺出水藕花披綠

書夏景圖後

滿眼多風色渺茫
十里波追涼輕舸
藕花披綠
浪出水岸烟籟翠
裏青苔出
井枝愛看何景況
最看夕陽時

栗屋勝英謹識

上方ふ〻の人情ものゝ心かとゝ
はしをよむ事の官見井桂の咏み
るの歌

戊戌仲夏日那元彰謹謄

餘波 那元彰蔵書

[illegible]

[illegible]

[illegible]

習靜鋗